

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案 (平成27年3月13日提出) の概要 2

弁護士 谷山 智光

第1 前稿に続いて

平成27年3月13日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたが、同法律案は同国会においては成立に至らず、今後の国会審議に委ねられることになった。

前稿では、改正案の内容である①一部事件における取調べの録音・録画制度の導入、②証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度・刑事免責制度の導入、③通信傍受の合理化・効率化、④裁量保釈の判断に当たっての考慮要素の明確化、⑤被疑者国選弁護対象事件の拡大等弁護人による援助の充実化、⑥証拠一覧表の交付手続の導入等証拠開示制度の拡充、⑦犯罪被害者等・証人を保護するための措置、⑧証拠隠滅等の罪などの法定刑の引き上げ、⑨自白事件の簡易迅速な処理のための措置のうち、①④⑤⑥を取り上げた。

本稿では、紙面の都合上、⑦⑧⑨を取り上げ、残り(②③)は次稿以降で取り上げることにする。

第2 犯罪被害者等・証人を保護するための措置

1 証人等の氏名等の情報を保護するための制度

(1) 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置

ア 検察官による措置

検察官は、299条1項の規定により証人等の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、証人等もしくはその親族の身体もしくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させもしくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期もしくは方法を指定することができる(ただし、その証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。)こととされた(299条の4第1項)。

また、上記措置では、上記行為を防止できない

おそれがあると認めるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えないことができる。この場合、被告人又は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会をあたえなければならないこととされた(2項)。

上記各措置について、299条1項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合においても同様の規定が用意されている(3項、4項)。

これまででも、検察官は、性犯罪や傷害事件の被害者について、弁護人にさえも氏名等を知る機会を与えないという対応を法的な根拠なく行ってきた。上記規定が新設された場合には、そのような対応が増えるのではないかと危惧される。

なお、検察官は、上記各措置をとったときは、速やかに、裁判所にその旨を通知しなければならないこととされた(5項)。

イ 裁判所による裁定

裁判所は、検察官が上記各措置をとった場合に、①当該措置に係る者もしくはその親族に加害又は畏怖困惑行為がなされるおそれがないとき、②当該措置により、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき、③被告人及び弁護人に対し、その証人等の氏名又は住居を知る機会を与えない措置をとった場合において、弁護人に対し、当該氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期もしくは方法を指定する措置によって、加害又は畏怖困惑行為を防止できるときには、被告人又は弁護人の請求により、検察官の意見を聴いた上で、決定で当該措置の全部又は一部を取り消さなければならないこととされた(299条の5第1項、3項)。

裁判所が、上記②③に該当すると認めて措置の全部又は一部を取り消す場合において、加害又は畏怖困惑行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、当該措置に係る者の氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期もしくは方法を指定することができる(ただし、被告人の防御に実

質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるときは、この限りでない。)こととされた(2項)。

ウ 訴訟に関する書類・証拠物及び公判調書の閲覧制限等

上記各措置がとられた場合において、弁護人が40条1項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物の閲覧をする場合、被告人が49条の規定により公判調書を閲覧又はその朗読を求める場合には、それぞれ上記各措置の趣旨に沿った制限をとることができることとされた(299条の6)。

(2) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

裁判所は、①証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等もしくはその親族に加害又は畏怖困惑行為がなされるおそれがあると認めるとき、②証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるときは、290条の2の被害者特定事項の秘匿と同様の決定をすることができることとされた(290条の3)。

2 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

これまで、ビデオリンク方式による証人尋問は、証人が同一構内に在席している必要があったが、①犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出席するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認めるとき、②同一構内への出席に伴う移動に際し、証人に加害又は畏怖困惑行為がなされるおそれがあると認めるとき、③同一構内への出席後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人もしくはその親族に加害又は畏怖困惑行為がなされるおそれがあると認められるとき、④証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出席することが著しく困難であると認めるときであって、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内以外にある場所であって裁判所規則で定めるものに証人を在席させてビデオリンク方式による証人尋問ができることとされた(157条の6第2項)。

3 証拠隠滅等の罪などの法定刑の引き上げ

(1) 証拠隠滅等罪(刑法104条)の法定刑が「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」から「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に、証人等威迫罪(刑法105条の2)の法定刑が「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」から「二年以下の懲役又は三十万

円以下の罰金」に、それぞれ引き上げることとされた。真正な証拠を確保するためである。

(2) 証人の召喚に関する規定の新設

これまで、証人の召喚については、被告人の召喚に関する57条のような規定はなかった(もっとも、裁判所が証人を召喚することができることは、150条や153条の規定の存在からも認められていた。)。そこで、裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、証人を召喚することができるという規定を置くこととされた(143条の2)。被告人の勾引に関する57条と同様の規定である。

(3) 証人勾引要件の緩和

これまで、証人の勾引(152条)について、召喚に応じない場合にすることができたが、証人が正当な理由がなく、召喚に応じないときだけではなく、応じないおそれがあるときにも勾引することができることとされた。被告人の勾引に関する58条2項と同様の規定である。

(4) 証人不出頭罪及び宣誓・証言拒絶罪の法定刑引き上げ

証人不出頭罪(151条)及び宣誓・証言拒絶罪(161条)の法定刑が、いずれも「十万円以下の罰金又は拘留」から「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に引き上げられることとされた。

4 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

即決裁判手続の申立てを却下する決定(当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき又は即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるときを理由とする場合を除く。)があった事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合(340条)でなくても、同一事件について更に公訴を提起することができることとされた。

また、即決裁判によって審判する旨の決定が、①判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき、②判決の言渡し前に、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述を撤回したとき、③被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をしたことにより当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるときを理由として取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われるこ

となく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも同様とする
とされた(350条の26)。